

2020年2月26日

住友生命保険相互会社

新商品「認知症PLUS」の発売等について



住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 橋本 雅博、以下「住友生命」）は、2020年3月24日より、「認知症PLUS（正式名称：認知症保障特約）」を発売します。

住友生命では、2018年8月から、“住友生命「Vitality」”の販売を通じ、「人生100年時代」と言われる長寿社会において、健康長寿社会の実現を目指しています。「認知症PLUS」は、“住友生命「Vitality」”のコンセプトに基づき、長寿社会における大きな社会的課題の1つである「認知症」を早期段階から保障し、経済的なサポートを行うとともに、早期発見・予防にもつなげることを目的として開発しました。

また、保障機能だけでなく、ご契約者や被保険者が認知症等になられた後のご契約の管理・維持、お手続きのサポートも充実させるべく“業界初^{*1}”となる「契約者代理制度（保険契約者代理特約）」等からなる新サービス「スマセイのご家族アシストプラス」を開始します。

さらに、“住友生命「Vitality」”についても、認知症予防や介護予防に有効とされている「歯科健診」「ゴルフ」を新たに健康増進メニューへと追加し、より幅広い健康増進活動を促進するプログラムへと前進させます。

長寿社会における大きな課題である「認知症」に対して、「保障」・「サービス」・「Vitality」を“三位一体”でレベルアップし、住友生命ならではの“総合的な”価値を提供していきます！

① 新商品「認知症PLUS」

- ☑ 「認知症」から「MCI（軽度認知障害）^{※2}」まで幅広く保障！早期発見・予防にもつなげることができます！ ※2 健常者と認知症の中間の状態、認知機能の低下の訴えはあるものの日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態

② 新サービス「スマセイのご家族アシストプラス」^{※3}

- ☑ ご契約者や被保険者にもしものことがあった場合にも、ご契約を安心してご継続いただけるように、ご家族が契約内容を確認したり、代わりにお手続きしたりできる“無料”のサービス・制度！ ※3 「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度の総称です。

③ “住友生命「Vitality」”のプログラムの前進

- ☑ 認知症予防や介護予防に有効とされている「歯科健診」「ゴルフ」を新たに健康増進メニューへと追加！健康増進活動を通じて認知症リスクも減らします！

※1 あらかじめ指定した代理人が、(所定の場合に) ご契約者の手続きを代理することができる制度です。
(当社調べ：2020年2月時点)

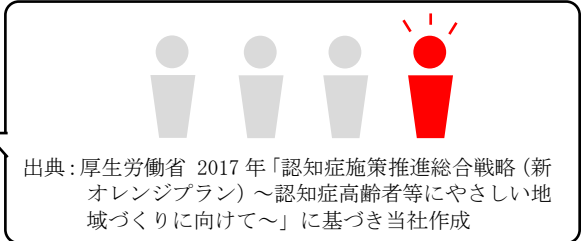
1 新商品「認知症PLUS」

a. 認知症を取り巻く社会環境

「他人事ではない認知症」

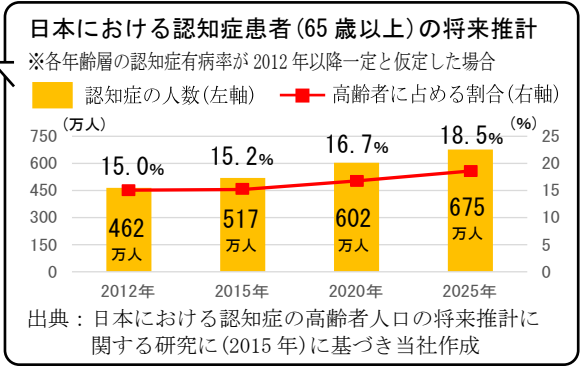
65 歳以上の約 4 人に 1 人は、「認知症」または「MC I（軽度認知障害）」であると言われています。

認知症患者は今後も増加が見込まれており、「人生 100 年時代」において、認知症は既に他人事ではなく、誰もが備える必要のあるリスクといえます。



「早期発見の重要性の高まり」

現在の医療技術では、認知症まで進行してしまうと認知機能を回復させることは困難です。認知症になるのを防ぐ最も効果的な手段は、「早期発見」とされており、「MC I（軽度認知障害）」の段階で早期発見し、適切な生活習慣改善や服薬管理などを行うことで、認知症への進行を防いだり、認知症の発症を遅らせたりできることがわかっています。



【認知症の進行イメージ】

非認知症

健常者 → MC I (軽度認知障害)

認知症

軽度 → 重度

適切なケアをすれば

約 26%^{※1}が健常者へと回復します。

そのままにしておくと…

年間 10～15%^{※2}が認知症に移行します。

現状は…

多くの診断が認知症を発症してから行われています。

MC I（軽度認知障害）とは？

MC I（軽度認知障害）とは、健常者と認知症の中間の状態であり本人やその家族から一部の認知機能の低下の訴えはあるものの、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態のことです。

出典：※1 Canevelli M, et al., J Am Med Dir Assoc. 2016 Oct 1;17(10):943-948
 ※2 厚生労働省 e-ヘルスネット(2019 年)

→こうした社会環境を踏まえ、新商品「認知症PLUS」を開発！

b. 「認知症PLUS（認知症保障特約）」の商品内容

認知症・MC I（軽度認知障害）を一生にわたり保障する特約です。

【しくみ図】



【保障内容※1、2】

保険金・給付金	お支払理由	お支払金額
認知症保険金	生まれて初めて当社所定の器質性認知症と診断確定されたとき	基本保険金額 (支払後特約消滅)
軽度認知障害 給付金	生まれて初めて当社所定の軽度認知障害または当社所定の器質性認知症と診断確定されたとき	基本保険金額×10% (1回限り)

※1 責任開始日から180日以内に診断確定された器質性認知症・軽度認知障害はお支払いしません。この場合、特約は無効とし、既に払い込まれた特約の保険料を払い戻します。

※2 この特約には、死亡保険金・高度障害保険金、解約返戻金はありません。(保険料払込方法が有期払の場合には、保険料払込期間満了後に基本保険金額×5%の死亡返還金および解約返戻金があります)

【保険料例※3】

「認知症PLUS」は、Vitality健康プログラムを利用（健康増進乗率適用特約を付加）することで、Vitality健康プログラムを利用しない場合（Basic）と比べ、加入時の保険料が15%割引になります。

さらに、加入後の健康増進活動によって、最大30%割引となります。※4

契約年齢	男性			女性		
	Basic	Vitality 加入時15%割引	Vitality 最大30%割引	Basic	Vitality 加入時15%割引	Vitality 最大30%割引
歳	円	円	円	円	円	円
40	918	780	642	1,259	1,070	881
50	1,430	1,215	1,001	1,987	1,688	1,390
60	2,390	2,031	1,673	3,373	2,867	2,361
70	4,282	3,639	2,997	6,233	5,298	4,363

(ご契約例) 基本保険金額100万、終身払、クレジットカード月払料率

※3 Vitality健康プログラムを利用する場合、保険料とは別にVitality利用料として月額880円(税込)の払込みが必要です。(Vitality健康プログラムの内容やVitality利用料は将来変更することがあります)

※4 健康増進活動への取組み次第では、保険料が割増となることもあります(最大10%)。

【主な取扱基準】

項目	取扱内容
契約年齢範囲	18～75歳
保険期間	終身
保険料払込期間	終身払、有期払(保険料払込満了年齢は、50～75歳の各歳および80歳)
付加対象保険種類	プライムフィット、ライブワン、Qパック
最高/最低保険金額	最高:18～49歳…3000万、50～75歳…1000万 最低:100万

c. 認知症の早期発見や保険金等のタイムリーなご請求に向けて

認知症になるのを防ぐ最も効果的な手段は「早期発見」とされており、早期発見や早期対応ができるかどうかは、ご本人だけでなくご家族を含めた正しい知識の有無によって異なります。

このため、「認知症PLUS」にご加入のお客さまに対して、スミセイ未来応援活動（ご加入いただいているお客さまへの定期訪問等）において、認知症に関する幅広い情報を掲載した「認知症ブック」をはじめとする各種ツールにより情報提供を行っていきます。加えて、認知症・MC I（軽度認知障害）の早期発見や保険金等のタイムリーなご請求をサポートする観点から、認知機能の状態をチェックできる「あたまの健康チェック[®]」を導入します。

あわせて、従来から提供している「スミセイ健康相談ダイヤル[®]」において、認知症に関する電話相談サービスや医療機関情報提供を実施します。

※業務委託先であるティーパック株式会社が提供するサービスであり、住友生命の提供する保険またはサービスではありません。

【認知症ブック】

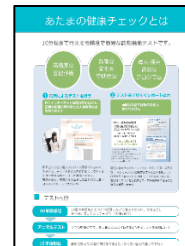
専門医やケアマネジャー監修のもと認知症やMC I（軽度認知障害）についての基礎知識から、日常生活でできる認知症予防、具体的な事例を交えたご家族の向き合い方までを掲載しており、認知症について幅広くご理解をいただける、総合冊子です。



【あたまの健康チェック[®]】（2020年10月より提供予定）

「あたまの健康チェック[®]」とは、電話にて10分程度で行える高精度で簡易な認知機能テストです。10単語想起テストをベースに米国で研究・開発されたテストで、米国内で行われた正確性の検証では、97%の精度が示されています。

「あたまの健康チェック[®]」の定期的な受検を通じて、MC I（軽度認知障害）の早期発見をサポートします。



【スミセイ健康相談ダイヤル[®]】

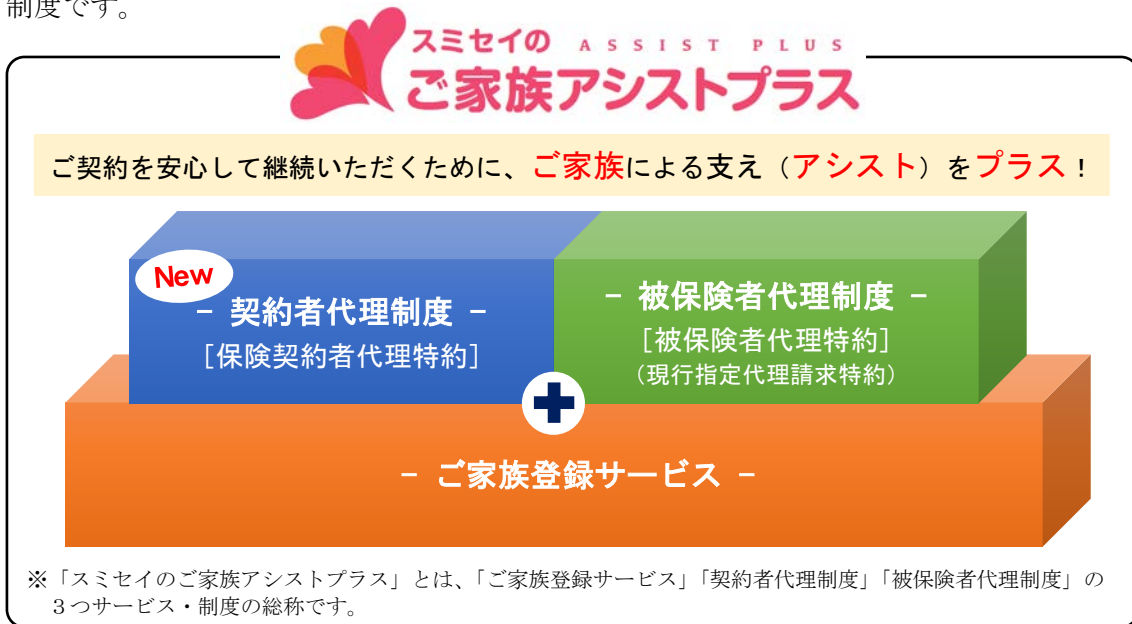
健康・医療・介護等に関するご相談に24時間・年中無休でドクターやヘルスカウンセラーがお応えいたします。

あわせて、夜間・休日に対応する医療機関情報の提供を通じて、身近な疑問や不安の解消をサポートします。



a. 「スミセイのご家族アシストプラス」とは？

「スミセイのご家族アシストプラス」とは、ご契約者や被保険者にもしものことがあった場合にも、ご契約を安心してご継続いただけるように、あらかじめご家族を登録いただくことで、ご家族が契約内容を確認したり、代わりにお手続きしたりできる“無料”のサービス・制度です。



b. 導入の背景

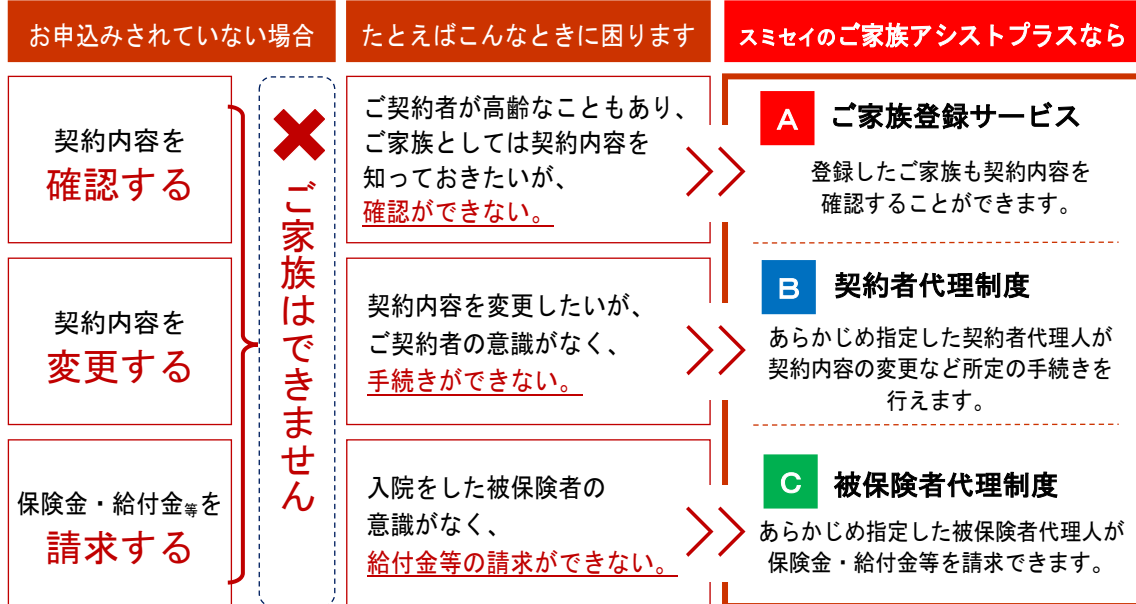
今回「認知症PLUS」を発売し、認知症になった後の経済的負担に対するサポートを提供しますが、多くの場合その後もご契約（他の保障）が継続するため、経済的なサポートだけでなく、お客さまが認知症になった後の契約管理・お手続きのサポート等、サービス面の対応も必要となります。特に、認知症の特性（自分では気づきづらい・見守りが必要等）を踏まえると、ご家族を巻き込んだサポート体制が求められます。

現状でも、ご契約者や被保険者が認知症等になり、自分で契約内容の確認やお手続き等ができない場合に、「家族でもできるようにしてほしい」という声は多くあります。今後も高齢や認知症のお客さまが増えていくと、そうしたニーズはますます高まっていくと考えられます。

→こうした背景を踏まえ、「スミセイのご家族アシストプラス」により、“ご家族”の力も借りてお客さまを支えます！

c. サービス・制度内容

「スマセイのご家族アシストプラス」では、“ご家族”がご契約について以下のようなことができます。



【各サービス・制度の詳細内容】(2020年3月23日以前にご加入の既契約への中途付加等も取り扱います。)

A ご家族登録サービス

- 登録されたご家族もご契約の内容等について、お問い合わせいただくことができます。
- ご契約者と連絡がつかない場合でも、ご家族を通じて連絡先を確認することで、大切な通知物を確実にお届けすることができます。

B 契約者代理制度 [保険契約者代理特約]

- ご契約者がご契約に関するお手続きを行う意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された「契約者代理人」が当社所定のお手続き（住所変更、ご契約者貸付、保険金額等の減額、解約等）を行うことができます。注. 保険金受取人の変更等、一部代理対象外の手続きがあります。
- また、ご契約者が自分でお手続きできる場合であっても、ご契約者が（被保険者として）認知症PLUSの認知症保険金等、認知症・軽度認知障害を支払理由とした保険金の支払いなどを受けた以後は、ご契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得てお手続きいただくため、安心してお手続きができます。

C 被保険者代理制度 [被保険者代理特約]（現行「指定代理請求特約」の名称等を変更）

- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定された被保険者代理人が保険金・給付金等の請求を行うことができます。

「指定代理請求特約」を付加している既契約についても、今般の「被保険者代理特約」への名称等の変更内容を遡及して適用します。本内容については、同日に当社ホームページ上の「お知らせ」に掲示しています。

3

“住友生命「Vitality」”のプログラムの前進

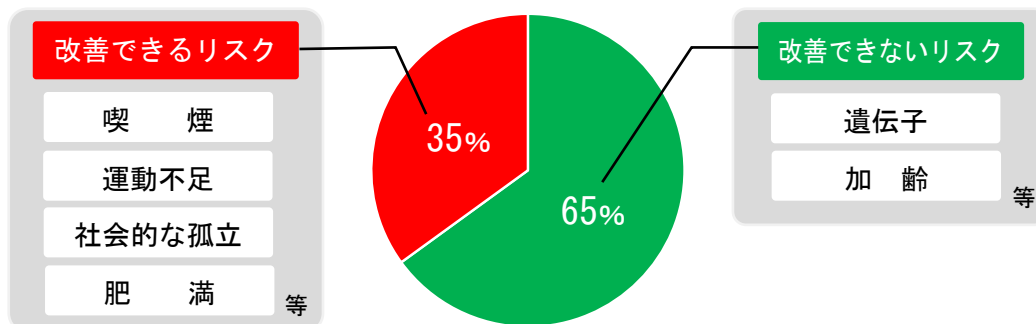
a. 健康増進活動を通じた“認知症予防”

“住友生命「Vitality」”は、お客さまの継続的な健康増進活動を促す様々なしくみを設けることで、がん・糖尿病等の生活習慣病のリスクを抑制する健康増進プログラムです。

生活習慣病と同様に、「認知症」についても、「運動」や「食生活」等により、発症リスクを減らすことができるといわれており、当社では、“住友生命「Vitality」”および新商品「認知症PLUS」の販売を通じて、「認知症予防」にも取り組んでいきます。

『認知症リスクのうち“35%”が改善できる！』

認知症を引き起こすリスクには、「遺伝子」や「加齢」などの改善できないリスクもありますが、「喫煙」や「運動不足」といった生活習慣の見直しによって改善できるリスクもあり、その割合は全体の35%を占めます！



出典：Livingston G, et al., Lancet. 2017-Dec16;390(10113):2673-2734 に基づき当社作成

b. プログラムの前進

「認知症PLUS」の発売にあわせて、“住友生命「Vitality」”の健康増進メニューに、認知症予防・介護予防に有効とされている「歯科健診」「ゴルフ」※を新たに追加します。

(2020年4月1日以降の“住友生命「Vitality」”の健康増進メニューは、別紙を参照ください)

※「歯科健診」「ゴルフ」とも、既に“住友生命「Vitality」”にご加入いただいている方も含め、2020年4月1日以降の受診・実施分より受診・実施結果の提出および Vitality ポイントの獲得が可能です。「歯科健診」には、歯または口腔の治療および口腔内のクリーニングを含みます。

歯科健診



噛んで食べるという行為は、脳に酸素を送ったり刺激を与えたりするため、中枢神経を活性化し認知症を予防するといわれています！歯の健康を維持することが、脳の健康の維持にもつながります！

ゴルフ



認知機能低下の予防には、有酸素運動と認知課題を同時に行うデュアルタスク運動（運動しながら頭を使う）が効果的とされており、ゴルフはこれを兼ね備えたスポーツです！

以上

(別紙) 2020年4月1日以降の“住友生命「Vitality」”の健康増進メニュー(全体)

健康状態を把握する

オンラインチェック

項目	獲得ポイント	項目	獲得ポイント
Vitality総合チェック	各750pt	こころのチェック(3種類)	各250pt
Vitality食生活のチェック		ストレスのチェック	
たばこチェック		心理面のチェック 環境面のチェック	

- 年間合計 3,000pt まで
- 各項目1年に1回、ポイントが獲得できます。

Vitality 健康診断

項目	当社所定の基準	獲得ポイント
BMI	18.5以上24.9以下	結果提出で 各 500pt + 当社所定の基準を満たす場合はさらに加算 64歳以下各1,500pt 65歳以上各2,000pt
血压	最高血压140mmHg未満かつ最低血压90mmHg未満	
血糖	空腹時:126mg/dL未満またはHbA1c:6.5%未満	
コレステロール	LDLコレステロール70mg/dL以上 140mg/dL未満	
尿蛋白	「-(陰性)」または「±(偽陽性)」	

- 年間合計 10,000pt まで(65歳以上は 12,500pt まで)
- 各項目1年に1回、ポイントが獲得できます。複数回受けた場合は、最も良好な結果で判定します。

予防

項目	ポイント獲得期間	年齢	獲得ポイント
大腸がん検診	1年間	40歳以上	各1,000pt
肺がん検診			
胃がん検診	2年間	20歳以上	
女性乳がん検診			
女性子宮頸がん検診			
肺炎球菌ワクチン接種	5年間	65歳以上	
NEW 歯科健診	1年間	全年齢	500pt(最大2回1,000pt(*))

- 年間合計 2,000pt まで
- 歯科健診には歯・口腔の治療および口腔内のクリーニング衛生を含みます。(ご契約日以降かつ2020年4月1日以降に受診したものに限りポイントを獲得できます。)
- 胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診は一度受けると2年間毎年1,000pt、肺炎球菌ワクチン接種は5年間毎年1,000pt獲得できます。
- (*)ご契約から毎年、1年間の前半6か月間に1回、後半6か月間に1回、1年間で計2回ポイントを獲得できます。(既に Vitality 健康プログラム契約を締結いただいている場合は、記載の内容と異なることがあります。)

健康状態を改善する

運動

項目	獲得ポイントと基準					1日あたりの獲得ポイント	
歩数	64歳以下		65歳以上			各項目のうち最も高いポイントのみ獲得できます(重複して獲得できません)(*)	
	8,000歩以上 20pt	10,000歩以上 40pt	6,000歩以上 20pt	8,000歩以上 40pt	10,000歩以上 60pt		
心拍数	運動を30分間行い、その間の平均心拍数が(220-年齢)の60%以上 40pt						
	運動を30分間行い、その間の平均心拍数が(220-年齢)の70%以上 60pt						
	運動を60分間行い、その間の平均心拍数が(220-年齢)の60%以上 60pt						
フィットネスジム	60pt						
イベント	100pt	200pt	600pt	1,200pt	2,000pt		
	ウォーキング	4km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 30km未満	30km以上 50km未満		50km以上
	ランニング	-	5km以上 10km未満	10km以上 21km未満	21km以上 42.1km未満		42.1km以上
	水泳	-	0.6km以上 2.5km未満	2.5km以上 5km未満	5km以上 8km未満		8km以上
	サイクリング	-	15km以上 25km未満	25km以上 50km未満	50km以上 100km未満	100km以上	
	トライアスロン	-	-	14km以上 25.75km未満	25.75km以上 51.5km未満	51.5km以上	
NEW ゴルフ	9ホール以上	-	-	-	-		

- 年間合計 14,000pt まで
- 「歩数」「心拍数」は当社所定の機器(ウェアラブルデバイスまたはスマートフォンアプリ)で計測する必要があります。また、「フィットネスジム」「イベント」は、当社所定の条件を満たすフィットネスジム、イベントに限りります。「ゴルフ」はご契約日以降かつ2020年4月1日以降のものに限りポイントを獲得できます。
- (*)例えば、30歳の方でフィットネスジムを利用(60pt)かつ、歩数が10,000歩(40pt)の場合、獲得できるのは60ptとなります。